

資料 2－3

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
(第 6 回)

2024年 6 月 18 日 (火) 14:00-16:00

バリアフリー法施行令の改正について

バリアフリー法施行令の改正（令和7年6月1日施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準を見直すとともに、劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定める「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和6年6月18日、閣議決定されました。

● 経緯

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定により、特別特定建築物について2,000 m²以上の建築をしようとするときは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）において定められているバリアフリー基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させなければならないとされている。

今般、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席」のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、これらのバリアフリー基準について、所要の見直し等を行う。

● スケジュール

令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行

● 改正の概要

トイレに係るバリアフリー基準の見直し

現在、建築物に1以上の設置を求めている「車椅子使用者用便房」について、当該基準を見直し、原則、建築物の階ごと（各階）に1以上の設置を求めることとする。

※床面積が1,000 m²未満の階、10,000 m²超の階の基準等は別途告示で規定

バリアフリー法の概要（学校施設関係）

経緯

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）においては、平成18年の法制定時から、特別支援学校が特別特定建築物に位置付けられ、令和2年改正において、特別特定建築物に公立小中学校等が追加された（令和3年4月1日施行）。

学校施設に係る義務付けの範囲

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第23条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が特別特定建築物を円滑に利用できるようにするために必要な、建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。

※出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、トイレ、浴室等、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場を指す。

※これに加え、省令で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（誘導基準）が、さらに、バリアフリー設計のガイドラインとして「建築設計標準」が定められている。

「学校」

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

新築、増築、改築、用途変更、修繕
又は模様替えについて適合努力義務

- 特別支援学校
- 公立の小学校、
中学校、
義務教育学校、
中等教育学校
（前期課程）

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は
主として高齢者、障害者等が利
用する特定建築物その他の特定
建築物

① 2,000㎡以上の新築、増築、改築※
又は用途変更について適合義務

※増改築部分のみが義務化の対象

② 2,000㎡未満及び既存建築物につい
て適合努力義務

学校施設のバリアフリー化に関する目標

令和2年5月時点の学校施設のバリアフリー化に関する実態調査の結果や「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」報告書（令和2年12月）を踏まえ、同年12月、文部科学省において、公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標を設定。

1. 将来的に目指す姿

公立の小中学校等について、原則全ての学校施設において、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。

2. 令和7年度末の整備目標（緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標）

車椅子使用者用トイレ		<u>避難所に指定されている全ての学校</u> に整備する
スロープ等による段差解消	門から建物 の前まで	<u>全ての学校</u> に整備する
	昇降口・玄関等 から教室等まで	
エレベーター		<u>要配慮児童生徒・教職員が在籍する全ての学校</u> に整備する

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（１）

- 文部科学省では、令和２年のバリアフリー法改正及び改正法の附帯決議等を踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進するため、国公立の小中学校及び特別支援学校の施設を対象とするバリアフリー化の実態について調査を実施。

【調査の経緯】

令和２年度 １回目の調査	令和２年12月、調査結果を公表するとともに、 <u>令和７年度末までの整備目標を設定し、公立小中学校等の学校設置者に対し、バリアフリー化の取組の加速を要請。</u>
令和４年度 ２回目の調査	令和４年12月、調査結果を公表するとともに、 <u>公立小学校等の学校設置者に対し、改めて取組の一層の推進を要請。</u> ○「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について」 （４文科施408号、令和４年12月26日付け文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）
令和６年度 調査内容の改善を図った上で、３回目となる実態調査を実施予定	

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（２）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（１）校舎

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※2を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等か ら教室等まで※1	
令和2年度 28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)
令和4年度 27,733 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)
令和7年度（予定） 27,733 (100.0%)	20,959 (75.6%)	23,478 (84.7%)	18,431 (66.5%)	9,487 (34.2%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は241校（総学校数の約1%に相当）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,800校（総学校数の約28%に相当）。

※3 令和4年度調査時点

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（3）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（2）屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※2を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等か ら教室等まで※1	
令和2年度 27,890 (100.0%)	10,299 (36.9%)	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)
令和4年度 27,514 (100.0%)	11,516 (41.9%)	21,429 (77.9%)	17,098 (62.1%)	19,394 (70.5%)
令和7年度（予定） 27,514 (100.0%)	13,783 (50.1%)	22,247 (80.9%)	18,462 (67.1%)	19,775 (71.9%)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,918校（総学校数の約65%に相当）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,476校（総学校数の約5%に相当）。

※3 令和4年度調査時点

調査結果全体版：https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01164.html

学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（４）

公立小中学校のバリアフリー化の状況

（１）校舎（令和４年度）都道府県別

バリアフリースイレ

